

平成29年第3回土別市議会定例会会議録（第3号）

平成29年10月25日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 2時40分散会

---

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

---

出席議員（17名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	5番	渡辺英次君	6番	谷守君
	7番	松ヶ平哲幸君	8番	岡崎治夫君
	9番	国忠崇史君	10番	山居忠彰君
	11番	十河剛志君	12番	出合孝司君
	13番	遠山昭二君	14番	井上久嗣君
	15番	粥川章君	16番	斉藤昇君
議長	17番	丹正臣君		

---

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
市立病院 副院長	三好信之君	総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局長	中峰寿彰君
市民部長	佐々木幸美君	保健福祉部長	田中寿幸君
経済部長	井出俊博君	建設水道部長	沼田浩光君
朝日総合支所長	法邑和浩君	市立病院 事務局長	加藤浩美君
教育委員会 委員長 職務代理者	千田秀昭君	教育委員会 会長	安川登志男君

教育委員会  
生涯学習部長

村上正俊君

---

農業委員会  
会長職務代理者

飛世 薫君

農業委員会  
農事事務局 会長

武田泰和君

---

監査委員

吉田博行君

監査委員  
局長

穴田義文君

---

#### 事務局出席者

議会事務局長

浅利知充君

議会事務局  
議長

岡崎浩章君

議会事務局  
総務課 主幹

前畑美香君

議会事務局  
総務課 主幹

駒井靖亮君

---

(午前10時00分開議)

○議長(丹 正臣君) おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

---

○議長(丹 正臣君) ここで、事務局長より諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(浅利知充君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長(丹 正臣君) ここで、副議長と交代いたします。

---

○副議長(谷口隆徳君) おはようございます。

それでは、議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。13番 遠山昭二議員。

○13番(遠山昭二君)(登壇) 第3回定例会に当たり、通告に従い一括方式で一般質問をいたします。

質問の1つ目は、がん対策についてです。

がんは、国内では1981年度より死亡原因の第1位であり、2014年には年間約37万人が亡くなり、生涯のうち約2人に1人ががんにかかり、3人に1人ががんで命を落とすという推計がされています。依然としてがんは、生命の健康にとっても重大な問題であるとともに、がん対策には市長が掲げる健康長寿日本一の実現に向けても取り組むべき課題の一つであると思います。北海道においても2008年度がん対策推進計画で、がんの死亡率の20%減少を10年間の目標に掲げていましたが、目標達成は困難な状況です。

また、がん死亡率は医療技術の進歩や対策の充実などを背景に年々下がってはいますが、国立がん研究センターによると、2014年の都道府県別のがん死亡率で北海道は3年連続2位という結果になっています。一方、1995年から19年連続、最もがん死亡率が低かったのは長野県で、長野県が最もがん死亡率が低い理由としては、地域ぐるみのがん対策への取り組みが挙げられます。がん対策推進協議会には、医療関係者や患者とその家族だけではなく、地域の医療とは無関係の企業団体や労働組合なども参加しています。信用金庫ががん検診のリーフレットを配布したり、地域ボランティアが戸別に家庭を訪れ、がん検診を呼びかけたりすることで、がん検診の受診率を上げています。

市町村は、がんの早期発見につなげる重要ながん検診の担い手であるとともに、予防のための教育や正しい知識の普及にも大きな力を発揮できます。そこでまず、市が提供するがん検診について受診率の推移をお知らせください。あわせて、検診勧奨の方法、精度管理、検査項目等について、どのような状況なのかお伺いいたします。

近年、出雲市のがん撲滅対策推進条例の制定を皮切りに、市町村が地域の実情に合わせたがん対策条例などをつくる動きがでてきています。道内の市町村でも室蘭市を初め伊達市、福島町など、既のがん対策条例を制定し、行政や教育の役割の明確化や病院などとともに連携に取り組んでいます。

健康長寿日本一を目指す本市においても死亡率を下げる対策の一つとして、条例や計画を制定する考えはないのでしょうか、お伺いします。

次に、学校におけるがん教育についてお伺いします。

健康については、子供のころからの教育が重要であり、健康と命の大切について学び、みずからの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識が重要であると思います。

室蘭市の条例の中には、教育関係者の役割で、がんに関係する理解を深めるための教育の推進に努めるものと明記されています。小・中学校に保健師が出向くがん教室出前授業を実施しています。児童・生徒が、がん及びがん患者に対する正しい知識、認識及び命の大切さに対する理解を深めるため、子供の発達段階に応じて作成した教材を活用したがん教育など、教育委員会や関係部局が連携して関連団体とも協力するなど、地域連携体制を図ることができないかお伺いして、この項目の質問を終わります。

2つ目の質問は、公園や街路の樹木についてです。

公園や緑地、街路樹などは、市民に安らぎを与えると同時に、季節感や自然景観のあるまちの環境をつくり出しています。今年度も3カ年にわたるつくも水郷公園再整備工事も完了し、市民に安らぎ、レクリエーションの場を提供し、季節感などの潤いを与えてくれることと思います。

初めにお伺いします。

士別市においても、車道、歩道などにさまざまな種類の街路樹が植えられていますが、街路樹の樹種はどのように決定されているのでしょうか。また、植栽計画のようなものはあるのでしょうか、お知らせください。

以前にも質問いたしましたが、街路樹に対する市民の意識も多様化しており、落ち葉の処理や害虫の発生、街路樹があることにより日陰になるなどさまざまな問題があることから、こうしたことを踏まえながら緑化に対する市民の理解と協力を得て、街路樹の維持管理を行っていく必要があると思いますが、市民からのそういった問題に対する要望や苦情はないのでしょうか。

また、市は生き物としての樹木を適正に管理、育成、街路樹の持つ機能、役割を最大限生かし、市民生活に役立てることが必要と考えます。街路樹に対する市の認識と現在の街路樹の剪定頻度、方法など具体的な管理についてお伺いしておきたいと思います。

社会の多様化が進み、街路樹が邪魔だ、不要だと理解が広まれば、市民全体にとっても好ましい方向ではありません。担当部署が説明や訪問時などの機会を見つけ、啓発を行う必要もあ

ると思いますが、お考えをお伺いします。

一方、本年、緑地の保全及び緑化の目標と緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項を内容に制定された緑の基本計画において、公園や街路の樹木の、特に街路樹の位置づけはどのようになっているのでしょうか。市民からは、秋には枯葉が落ちるので花でもよいのではという声もお聞きしています。

質の高い緑づくりのため、緑の創出や保全、緑の維持管理について街路樹の現状や課題を踏まえ、その維持管理を市民の理解とともに進めていただくことをお願いし、質問を終わらせていただきます。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

遠山議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私からがん対策条例と本市におけるがん教育について答弁申し上げ、がん検診の受診率の推移などについては保健福祉部長から、公園や街路の樹木については建設水道部長から答弁申し上げます。

平成19年4月に施行されましたがん対策基本法では、その第4条において、地方公共団体はがん対策に関し、地域の特性に応じた施策を策定し実施する責務を有すると定められています。これを受け、北海道においては24年4月より北海道がん対策推進条例を施行しており、市町村においても独自にがん対策に関する条例を定める動きが見られます。

北海道及び他市の条例を拝見しますと、自治体や教育の役割を明確にするとともに、住民や事業者に対しても一定の責務を課しており、全員が一丸となってがん対策に取り組む内容となっています。

そこで、本市における条例等の制定に関する考え方ですが、がんは本市においても死亡原因の1位であることから、がん対策を推進する条例の制定は、健康長寿社会を実現する上で非常に重要であると考えますので、現在、制定を目指しております（仮称）健康長寿推進条例にその内容を盛り込むことも視野に入れ、今後検討してまいります。

次に、学校におけるがん教育についてお答えします。

学校における健康教育においては、生涯を通じてみずからの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育成していくことが必要であり、特に日本人の死亡原因の1位であるがんについて子供たちが関心を持ち、正しく理解し、適切な態度や行動をとることができるようにすることが求められています。

文部科学省は、27年3月の学校におけるがん教育のあり方において、がん教育の目標や内容等について報告しており、学習指導要領を踏まえたがん教育の指導内容や方法の充実に関する取り組みを、今年度から全国展開することとしています。また、北海道教育委員会では、今年度からがん教育総合支援事業を実施し、推進校においてがん教育の実践を進めるとともに、教職員を対象とした研修会などを予定しています。

今後、児童・生徒に対し、がんに対する正しい理解とがん患者に対する正しい認識及び命の大切さについて理解を深めるための取り組みについて、国や道の動向を注視し、各学校の状況なども踏まえながら地域や関係団体との連携も図りつつ、本市におけるがん教育のあり方の検討を進めてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君）（登壇） 私から、がん検診の受診率の推移などについてお答えいたします。

本市におけるがん検診につきましては、平成20年3月に厚生労働省より発出されましたがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づき、胃がん検診については胃部エックス線検査、肺がん検診については胸部エックス線検査及び喀たん細胞検査、大腸がんについては便潜血検査、乳がんについてはマンモグラフィ、子宮頸がんについては細胞診及び内診により実施しています。

各がん検診の受診率についてですが、直近の3カ年度における対象者について申し上げますと、胃がん検診では平成26年度6.1%、27年度5.7%、28年度5.1%、肺がん検診では26年度5.3%、27年度5.4%、28年度4.8%、大腸がん検診では26年度6.9%、27年度7.1%、28年度5.3%、乳がん検診では26年度18.0%、27年度17.8%、28年度18.7%、子宮がん検診では26年度12.9%、27年度12.3%、28年度11.2%であり、いずれにおいても減少傾向にあります。

本年1月に内閣府が発表したがん対策に関する世論調査によれば、がん検診を受けない理由について、受ける時間がないとの回答が30.6%と最も多く、健康状態に自信があり必要性を感じないが29.2%、必要なときはいつでも医療機関を受診できるからが23.7%、費用がかかり経済的にも負担となるからが15.9%と続く結果となっています。

本市におきましては、これまでも経済的負担を軽減する無料クーポンの発行や、より受診しやすい検診時間の設定に加え、新聞や広報紙、電話、はがきなどさまざまな受診勧奨を行ってきているところですが、受診率の増加にはつながっていないのが現状です。

そこで今年度は、市内事業者へのポスター掲示や健康管理システムを活用した未受診者への受診勧奨、保健師による担当地区住民に対する呼びかけなど、更に取り組みを強化したところ、現在まで昨年同期を上回る受診状況となっています。今後におきましても、健康マイレージや企業訪問など新たな手法を用いて、受診率の向上に努めてまいります。

また、検診の結果につきましては、異常がなかった場合は郵送にてお知らせしていますが、精密検査が必要な場合は保健師が直接面談の上、返却をすることで受診を促すとともに、精密検査を受けていない方については、繰り返し電話等で受診勧奨を行うことで受診率の向上による精度管理を図っているところです。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 沼田建設水道部長。

○建設水道部長（沼田浩光君）（登壇） 私から公園や街路の樹木についてお答えいたします。

現在、樹木を植栽している街路については、市が管理する広通、中央通など10路線、このほか国道40号、道道南大通と合わせて12路線となっています。

樹種の選定に当たっては、市の木であるナナカマドを初め、エゾヤマザクラ、プラタナスなど、道路幅員や地域との関連性を参考に選定しています。春の訪れを告げるエゾヤマザクラは、桜の名所、九十九山と接続する宮下通に植栽し、このほか夏本番の時期に咲き誇るラベンダー、広通には木陰を形成するプラタナス、秋の紅葉が美しいヤマモミジ、真っ白な冬の景色に赤い実が映えるナナカマドなど、四季折々の景観を楽しんでいただけるよう選定しています。

また、平成20年度以降に実施した街路整備については、地域自治会に樹種についてのアンケート調査の実施により地域の声も反映するなど、全体で9種類の樹種で構成しています。現在、整備を進めている西広通についても、今年度予定しているアンケート調査の結果により、樹種を決定することとしています。

次に、植栽計画についてです。

都市緑地法に基づき昭和63年に策定した緑のマスタープランに基づく計画を経て、その後の法改正に伴い、今年度策定した緑の基本計画により市街地外環状を形成する街路、北大通、東大通、若葉通、南進通と、幹線道路の広通、中央通などを結ぶ緑のネットワークを形成する計画に基づき植栽を進めています。

次に、街路樹の適正な維持管理についてです。

市道全般の清掃については、冬期間に散布する焼砂が残る春先と落ち葉が増える秋の年2回をめぐり、スノーパー車による清掃を実施していますが、遠山議員お話のとおり、枝折れや落ち葉、害虫処理などに関し、市民から相談や要請を受ける場合があります。その都度、清掃作業を行うほか、害虫が多く発生した際には薬剤を散布するなど対応を図っています。また、通常の道路パトロールでは、樹木の成長に伴う自動車、歩行者等交通への影響のほか、電線への接触、倒木の危険性などについて調査をし、必要に応じて剪定作業や伐採を行っています。

次に、街路樹の果たす役割についてです。

街路樹は、冬期間の吹雪や濃霧が発生した際の視線誘導効果を初め、車両が道路を逸脱した際の歩行者及び沿線の建築物の防護、温室効果ガスの浄化など、交通の安全や地球温暖化対策に必要な不可欠であることに加えて地域の景観向上を図るなど、その役割は大きなものと認識しています。このようなことから、街路樹や公園の緑の役割と必要性について広報等により改めて周知を図ることで、落ち葉などに対する御理解をいただけるよう努めてまいります。

最後に、緑の基本計画における公園や街路の樹木の位置づけについてです。

これまでの街路整備事業については、幹線道路網優先整備の観点から、市街地東側を中心に整備を進めてきた経緯がありますが、現在進めている西広通新設事業により、均衡のとれた外環状幹線道路網の完成と合わせて緑のネットワークを形成することとなります。

このたび、緑の基本計画の策定に当たり実施した市民アンケートの意見として、本市は豊かな緑に囲まれてまちを形成しているため、街路樹や公園の緑に対する量的な満足度は高く、緑の計画的な維持管理に努めるべきとの意見が多かったことから、本計画では緑の質の向上に向けた保全を重点的に実践するよう位置づけています。また、こうした街路樹や公園の樹木、草花の保全については、市民全体で守り育てることでより一層愛着を持っていただけるよう、市民参加機会への創出についても検討してまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 遠山議員。

○13番（遠山昭二君） 1つだけお聞きしたいんですけども、街路樹が折れた、その他の管理は年にどれぐらい。

それと、僕よく見ているんですけども、切った木のところに、昔、墨で塗っていたんですけども今は融合剤というんですか、そういうのを塗ってなくて、そして樹脂が意外と皮がむけているんですけども、そういう養生をしていないのがたまたま見えるものですから、そうした市の木を植えるますは少し小さいと思うんです。今、根っこが張ってしまっただけで舗装が持ち上がってくる、上を剪定すれば下が出てくる。だから、その点もどのような形でしているかどうか、お伺いしたいと思いますので。

○副議長（谷口隆徳君） 沼田部長。

○建設水道部長（沼田浩光君） 再質問にお答えをいたします。

まず、パトロールにつきましては、通常月2回のパトロールで街路樹を初め道路の状況を巡回するようにしております。

そうした中で枝折れですとか、例えば自転車が歩道を通行する際に危険と感じたものについては、その都度剪定をするなどしているところでありますけれども、根元のほうから街路樹が朽ちていった場合については、次年度に毎年秋口、もしくは春一番に植栽の補修を実施しているところであります、その間については状況を確認した後、危険でない状態であれば、その植栽の補修計画まではそのまま観察をしておくということもしております。

それと、植樹ますの大きさについてであります。

小さいということの御意見があったところであります、これは実際、街路事業、昭和20年代から整備を進めてきました。そこで品種の改良なんかに伴ってさまざまな街路樹の、今、全市内では9種類でありますけれども、遠山議員お話のとおり、根が張ることでそのますではもたないといった事例もあります。最近、昭和50年代後半からの街路に着手した植樹ますについては一定の広さを保っているところでありますが、ますを改良するとなると、また全市的に非常に大きな事業になりますから、今後、ますの大きさとマッチングをした樹種の選定なども含めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） 遠山議員。

○13番（遠山昭二君） 1つ要望だけ、今の西広通、まだ木が決まっていないと言っていますが、できれば桜はあちこちにありますがモミジ、モミジというのはなかなか育たないものですから苗木も少ないんですよ。できても、それでも遅いですが、あのモミジのきれいさというのは皆さんよくわかると思いますが、できればモミジを植えていただければ結構だと思いますので、よろしくお願いします。質問終わります。

○副議長（谷口隆徳君） 4番 村上緑一議員。

○4番（村上緑一君）（登壇） おはようございます。

農作物の収穫が終盤を迎える中、心配された雪も解け始め、まだ残っているビート、大豆の収穫が一層進むことを願い、農業振興についての質問に入りたいと思います。

それでは、第3回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。

今回の定例会は、牧野市長3期目の市政運営にかかわる所信表明があり、変わらぬ情熱と柔軟な発想でマニフェストの実現に向け全力投球をすると決意表明があり、市長の任期に合わせ、2018年から前期4年を実行計画、後期4年を展望計画として次期総合計画が始まろうとしています。この機に、士別市のこれからの農業、農村づくりの振興の考えを伺いたいと思います。

次に、近隣市町村との農業事業の連携について伺います。

今、農業以外での近隣市町村との連携では、1市3町で士別地域日台親善協会を初め、士別地域介護認定審査会、こども通園センターのぞみ園などを行っていますが、農業関連に対しては連携が少なく、唯一あるのがグリーンパートナー事業で、士別、剣淵、和寒との連携があります。この婚活事業が広域になった経過と事業の説明を求めます。今、農業後継者が少ない中にあり、パートナーに出会えるためにも、新たな発想でグリーンパートナー事業を進めていただきたいと思います。

次に、甜菜作付振興事業であります。

今、士別市における転作田の農作物の所得が高い順では、1位甜菜、2位大豆、3位秋小麦となり、甜菜作付振興に力を入れていることがわかります。近隣の作付を比べても、平成29年では士別743ヘクタール152戸、剣淵191ヘクタール52戸、和寒31ヘクタール10戸と振興事業の進め方によっても作付への意欲が違います。

今後の甜菜作付をふやすことはもちろん、輪作体系への推進を含め、近隣市町村との農業振興事業での連携を強く進めなければなりません。これについての考えを求めます。

次に、グローバルGAPの推進について伺います。

今回、10月発行の広報しべつに、4ページにわたりGAPの取り組みが取り上げられ、本市のGAPへの関心が高いことが感じられます。

まず、グローバルGAPについてですが、適正農業規範や農業生産工程管理を遵守し、消費者、生産者、環境にとって安全・安心な農作物を生産する取り組みです。国際水準の食品の安全、環境保全、労働安全、人権保護の取り組みが求められます。第三者機関の認証が必要で、個人、団体での取得ができ、有効期限は1年間で、毎年認証を受ける必要がある取り組みで

す。全国的にも先進的な取り組みで、J A北ひびき野菜特別栽培部会では、平成21年からグローバルG A Pに取り組み、現在9名の生産者が芋、タマネギ、カボチャ、アスパラ、ブロッコリーの5品目の作物を生産されていて、安全・安心へのこだわりを徹しています。

現在、国は2020年東京オリンピック・パラリンピックで必要とされる安全・安心の食材を注目し、全国的に先進的取り組みのグローバルG A PやJ G A P、オーガニックの食材を求めています。今回、J A北ひびきのグローバルG A Pの取り組みを、オリンピック・パラリンピック推進本部事務局が視察に来られたとお聞きしていますが、経過の説明を求めます。

また、グローバルG A Pの推進の提案ですが、1つとして、指導者の育成、内部検査、監査の取得促進のため、地元での講習開催、2つとして、生産意欲を高めるため、生産者と需要者、需要動向などの情報の共有、3として、グローバルG A Pの取り組みを進めるため審査認証費用の負担軽減を図る、4として、グローバルG A Pの農産物の農産加工食品の提供を考える、例えば芋餅、カボチャ餅などです。5として、生産者は1市2町なので、行政の広域的な取り組みで生産量のアップを目指すことを提案いたします。本市においても合宿への地元食材を使った食事の提供を行っており、東京オリンピック・パラリンピックに伴い登録を受けたホストタウンの推進など、かかわりが強くなっています。

士別農産物の提供、グローバルG A Pの推進の考えを伺い、私の質問を終わります。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 村上議員の御質問にお答えいたします。

本市の農業は、地域の特性を生かした安全で良質な農畜産物を供給し、収益性の高い農業を持続的に発展させ、活力あふれる豊かで住みやすい農村を将来に引き継いでいくこととしています。そのため、農業・農村活性化計画では、基本目標を足腰の強い農業・農村を目指してとし、従来からの3本柱、土づくり、人づくり、収量アップに活力ある農村づくりを加え、また地方創生総合戦略には農業未来都市創造を掲げ、進めてきたところです。

そこで、これからの農業・農村振興の考え方についてですが、所信表明でも申し上げたとおり、今後とも農業・農村が安定的、かつ先進的に発展していくためには、より競争力を高め、将来を展望できる農業環境づくりが必要であります。そのためには、圃場の大区画化等による経営の効率化や次世代の新たな担い手の育成と女性の活躍、I C Tの活用による省力化などの実践、あるいはG A P導入による農業経営改善の取り組みを強化するなど、足腰の強い農業・農村づくりを農業者、地域の自主的努力を助長することに努めながら連携し、推進してまいります。

次に、近隣市町村との農業事業の連携についてです。

初めに、グリーンパートナー推進事業が広域になった経緯についてであります。J A北ひびきの声かけで、昨年よりJ A北ひびきと1市2町の農業担当職員による地域農業に係る意見交換会を開催しており、その中で花嫁対策事業の合同開催が議題となり、開催時期や男性の職

業等の調査、調整を行い、1市2町の広域での実施を検討した結果、今年度は本市と剣淵町を会場として農作物の収穫体験、グループトークなど婚活専門業者のアドバイスを受け、年齢別に9月2日から3日と9日から10日の2回開催したところです。昨年まで市単独開催の実績として6組が御成婚され、今年度の参加者にも期待をするところであり、今後とも活力ある農村地域の構築に向け、配偶者対策は重要な課題の一つでありますことから、関係機関と協議を重ね、より効果的な事業の推進に向け努力してまいりたいと存じます。

次に、甜菜の作付振興についてです。

甜菜は、寒冷地帯における主要畑作物の一つであり、輪作体系上も重要な作物ですが、播種から収穫までの期間が長く、重量作物でもあり、特に高齢農業者にとりましては労働環境が厳しい作物であります。

本市では、作付振興策として実施しています生産確保対策等の補助事業により、所得の向上と負担軽減を図ってきています。また、剣淵町、和寒町を初めとして、全道84自治体が北海道甜菜振興自治体連絡協議会に加盟し、国や北海道へ提案活動を行い、加えて各地の振興策の現状や課題など情報交換を行うことで、各地域での作付振興に寄与しているところであり、今後協議会での活動とあわせて、地域の関係機関を加えた士別地域農業振興連絡協議会、地域農業に係る意見交換会などを通じ近隣自治体の連携を強め、甜菜の振興に努めてまいります。

次に、グローバルGAPの推進についてです。

初めに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部事務局の視察の経過ですが、本年1月に、私と丹議長がホストタウンの取り組みとして上京した際、食材調達などを担当されている勝野参事官にお会いして、JA北ひびきのグローバルGAPの取り組みを紹介する機会があり、本市へ調査に来られることになりました。

勝野参事官については、本年5月と9月に来市され、5月には、本市の農業者やJAなどとグローバルGAPの取り組み状況や意見交換、現地視察、9月には、グローバルGAPの認証機関により実施された外部監査を視察し、その後、推進本部作成のホストタウンの取組事例集に、GAP認証食材の事前キャンプへの供給として本市の取り組みを掲載くださり、今後も情報発信や支援、協力をいただけることとなっています。

次に、東京オリンピック・パラリンピックへの士別農産物の提供やグローバルGAPの推進の考えについてですが、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会を通じた情報発信の機会は重要であり、農業者のGAP導入は農業経営改善の効果も大きいことから、取り組みの拡大について支援策の検討を進めているところです。

そこで、御提案いただいた内容については、市でも内部監査員等の人材育成や審査認証費用の負担が大きいなどの課題についてお聞きしており、講習会の地元開催や費用の負担軽減などに対する支援について検討を始めており、また、生産者との情報共有、行政間の連携による広域的な取り組みやGAP農産物での農産加工食品の製造、販売先の可能性についても今後検討してまいります。

士別農産物のオリンピックでの提供、グローバルGAPの推進については、JA北ひびきや野菜特別栽培部会を中心に協議し、その支援策について検討し、取り組みを通じて全国へ情報発信し、士別市とJA北ひびきのネームバリューの創出やGPA導入による農業経営改善等につながるよう推進してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 村上議員。

○4番（村上緑一君）（登壇） 次に、総合防災訓練について伺います。

昨年の連続台風により、本市においても住宅、農作物、公共施設、道路など、大きな被害をもたらしたことはまだ記憶に新しく、復旧されていないところもある中、今年9月の大型台風18号が日本列島を横断し、全国各地で甚大な被害をもたらしました。北海道での台風被害は63億円に上るそうです。被害に見舞われた方々に心よりお見舞い申し上げます。

幸い、本市においては被害が最小限で済んだと聞いております。今回、災害対策本部を設置し、台風の対応に当たったとお聞きしていますが、今までの経験を生かした台風の対応はとられたのか、行えたのか伺います。

私も防災訓練の必要性については申し上げてきたところですが、本市において4年ぶりの総合防災訓練が9月27日に行われ、シェイクアウト訓練、地震想定訓練、次に、情報伝達訓練、要支援者安否確認、避難訓練、消火訓練、災害対策本部設置訓練などを行っていますが、今回の防災訓練により、新たな課題、また今後の取り組みが見えてきたと思います。防災訓練の成果、課題をお聞かせください。

次に、防災訓練参加者は、市民、自治会、自主防災組織、学校、保育園となっておりますが、訓練の参加状況についてお聞きします。

また、学校での避難訓練が行えなかったと聞いていますが、理由についてお聞きします。学校でも、今後、防災訓練に合わせた取り組みが必要だと思います。

また、4年ぶりの防災訓練ですが、定期的に行う考えなのかお聞きします。私は地域の防災訓練を高めるためにも、毎年防災訓練は必要だと思います。

また、考えの中には、ミニ防災訓練を地域ごとに回り、地域防災の市民意識を高めてはどうでしょうか。このミニ防災訓練は、地域ごとの課題により、例えば水害の多い地域は水害を想定した避難訓練を、市民、学校、保育園など一体となって行うことにより、自主防災組織の意識向上にもなります。

また、防災訓練の時期も、地域の市民が集まりやすい時期を考えてはどうでしょうか。

以上申し上げ、地域防災向上に向けた考えを述べ、これらについての答弁を求めます。

（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、台風18号に伴う対応についてです。

去る9月18日には、この地方においても暴風大雨警報が発表されたところであり、早朝から総務課職員が登庁し、まず情報収集に当たりました。更に、風雨による影響が出始める前に災害対策準備会議を立ち上げ、さほっちメーサーやラインなどによる警戒の呼びかけと市内巡視を開始しました。その後、昼前には災害対策本部を設置し、防災行政無線や広報車による注意喚起に努めたところであり、正午過ぎのエリアメールの発信にあわせて、防災行政無線を初めさほっちメーサー、ライン、自治会担当者へのメールなどにより、避難所の設置と自主避難の呼びかけを行いました。

結果的に今回の台風では、自主避難者1名のほか、車庫の倒壊や納屋の屋根の破損、数カ所の倒木がありましたが甚大な被害は発生しませんでした。

こうした状況にはありましたが、昨年の連続台風での経験も踏まえる中、市民の皆さんの安全・安心を第一に考え、早目の注意喚起や避難所対応などを進めたところです。特に浸水被害などが発生したことのある地域については、あらかじめ排水ポンプの準備を行うなど事前対応にも努めました。

次に、9月27日に実施した総合防災訓練における成果と課題についてです。

平成25年に実施した総合防災訓練では、地域を特定した訓練であったことから、今回は全市的な取り組みが可能となるよう、地震の際にみずからの安全を確保するシェイクアウト訓練を中心に、自治会や関係機関などとも連携した訓練としました。自治会や自主防災組織では、地域内での情報伝達訓練や要支援者等への安否確認を行っていただくとともに、幾つかの地域では避難訓練も行われました。また、行政の取り組みとしては、防災行政無線やメールなどでの情報伝達などを実施するとともに、火災発生を想定した避難訓練や消火訓練も実施したところです。

今回の訓練を通して、市民自身による自助、地域コミュニティによる共助、市が担う公助と、それぞれの役割に応じた災害時における初動について理解を深めることや、相互連携の確認ができたものと考えています。また、午後には、市民向け講座として、旭川地方气象台と旭川開発建設部名寄河川事務所の職員による研修会も開催し、市民の防災意識や知識を深めていただく一助にもなったものと捉えています。

一方、課題としては、自治会担当者へのメールの一部で発生した送信エラーへの対応、また、学校での防災訓練や敬老会等の行事との日程調整が十分でなかったことなどがあり、情報伝達手段の確立や実施時期について、改善が必要と総括しているところです。

次に、訓練への参加状況についてお尋ねがありました。

今回の総合防災訓練においては、合計17の自治会や自主防災組織の参加があり、保育園や学校なども含め、全体ではおよそ2,000人の方々にかかわっていただいたものと算定しています。それぞれシェイクアウト訓練を初め、電話や訪問による情報伝達訓練や要支援者への安否確認などが行われ、特に下士別と学田の2自治会では、自主的な避難訓練が行われたところであり、また、九十九自治会が組織する自主防災組織では、つくも園と連携した避難訓練が実施されま

した。このほか3つの自治会では、独自に作成した自主防災啓発チラシの回覧や配布、避難所の開設も行われています。更に、士別地区日赤無線奉仕団の皆さんには、アマチュア無線での広域的な情報伝達訓練も実施していただきました。

また、学校については、小学校4校と中学校4校でシェイクアウト訓練を実施しており、保育園については、3園全てでこの訓練を実施するとともに、うち2園では避難訓練もあわせて実施しているところですが、なお、幾つかの学校では、生徒会活動や中間テストの日程と重なったことのほか、既に避難訓練を実施していたことなどから参加には至りませんでした。

村上議員のお話のとおり、定期的な防災訓練の実施は災害による被害の防止や軽減など、実際に行動を起こすことによつていざというときの備えとなるとともに、防災意識の高揚を図る上でも重要なことから今後も継続して実施していく考えであり、来年度においては、9月1日の防災の日や防災週間と連動した総合的な防災訓練として計画してまいります。

あわせて、今回御提言のあったミニ防災訓練については、地域の皆さんからの申し込みを受けて、担当職員が地域に出向き行政情報などをお伝えしているまちづくりふれあいトークとの連動も含め検討していきたいと考えています。

今後においても、本年度予定しているハザードマップの更新や防災計画の見直しも含め、行政としての更なる体制の強化を図りながら、自助・共助・公助の強化と幅広い連携のもと、安全・安心な地域づくりを進めてまいります。

以上申し上げまして、答弁いたします。 （降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 村上議員。

○4番（村上緑一君）（登壇） 最後の質問になります。

公営住宅と長寿命化計画について伺います。

この事業は、公営住宅等の長寿命化による更新コストの削減、効率的・効果的なストックの活用方法を目的とし、長期的維持管理、修繕、改善計画を策定するとあります。平成23年度に策定した計画をもとに進めてきた事業ですが、本市の少子高齢化や人口減少が進む中、公営住宅のニーズがどのように変わってきているのか、また多くの公営住宅を抱える中において、耐用年限が市営住宅では49%が経過状況ではありますが、今後の公営住宅の維持管理についての考えを求めます。

次に、公営住宅入居者のアンケートについて伺います。

世帯主の職業では無職が47%と最も高く、入居者の高齢化が進んでいます。今の住宅に住み続けたいが51%と最も多く、住宅地域に愛着を感じていることがわかります。改善リフォームについては、家賃が上がるなら改善しなくてもよいが28%と最も多く、生活への影響を心配しています。整備事業の意見では、除雪や屋根の雪おろし、草刈りなどの不便、不安を抱えています。

以上の点から、公営住宅入居者は高齢者世帯が多く、年金生活者を含め、生活環境に不安を抱えていることが伺えます。これらのアンケート結果を踏まえ、高齢者が住みやすい公営住宅

対策をどのように進める考えなのかお聞きします。

次に、高齢者と子育ての対応であります。

高齢者の入居状況は61.3%と最も多く、高齢者の世帯では1人世帯が54.3%、2人世帯が36.9%と高齢者の1人世帯が増えています。住宅へのバリアフリー化、手すりなどの対応が急がれています。

また、子育てへの対応では、住宅周りで子供が安心して遊び、通学できる環境づくりに配慮した公営住宅づくりが必要だと思います。これについての考えを求めます。

次に、公営住宅の有効活用ですが、長期間あいている住宅などは、民間などへ賃貸住宅として利用を図り利活用を進めるとありますが、現在の活用実態と今度の進め方をお聞きします。

また、前回教員住宅の利活用について質問した経過がありますが、地域によっては公営住宅が少なく、住みたくても公営住宅がない場合は、長期間あいている教員住宅の一部を利用できるよう、利活用を検討した経過を含めお聞かせください。

以上申し上げ、質問を終わります。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 沼田建設水道部長。

○建設水道部長（沼田浩光君）（登壇） 私から、公営住宅等長寿命化計画についてお答えし、公営住宅の有効活用に係る御質問中の教職員住宅関係については、教育委員会から答弁申し上げます。

初めに、公営住宅等長寿命化計画の見直しに際し、昨年10月に実施したアンケート調査の概要について申し上げます。

アンケートは、配布時点における全入居者1,057世帯を対象に実施したところ475世帯から回答があり、その回答率は44.9%となっています。主な調査項目としては、入居者の世帯状況、現在居住する住戸を選択した理由、住戸や周辺環境への満足度、今後の居住に関する意向のほか、改善要望など全13項目となっています。

次に、入居者ニーズの変化についてです。

村上議員お話のとおり、アンケートに記載のあった自由意見として、特に平屋住棟に居住する高齢世帯の方からは、屋根の雪おろしを初め、玄関周りの除雪などに苦慮しているといった御意見のほか、病院への通院や日常の買い物に対して不便を感じているとの記載が多数ありました。また、住戸の改修リフォームについては、家賃の算定に反映することに対する不安の声もあったところです。

こうした立地条件など利便性にかかわっての実際の事例として、本年建てかえが完了したつくも団地の移転事業に際し、入居されていた53世帯のうち43世帯に仮移転していただきましたが、移転先となった団地が老朽化した住戸であっても、病院や商業施設等への利便性が高い地域にあったため、移転先に継続して居住するといった事例が5世帯ありました。

このような高齢世帯が抱える不安は全国的に広がりを見せており、国においては老朽化した公営住宅について、バリアフリー化や手すりの設置などの改修を行った後、低家賃の高齢者向

け専用住宅として活用するための制度について検討していることから、今後の動向を注視するとともに管理運営方法等についての調査研究を進めているところです。

次に、子育て世帯の対応についてです。

公営住宅の抽せんでは、就学前の子供がいる子育て世帯に対し、抽せん回数を増やすなど優遇措置を設けています。また、学校や公園までの距離が比較的近い団地については、子育て世帯からの需要が多いことから一定の数を確保するよう努めてきました。

なお、団地周辺で遊ぶ機会の多い子供の安全を確保するため、駐車場の集約を初め、中高層の住棟にあっては、雪庇防止板の設置による落雪防止対策のほか、住棟周りの外構、団地内遊具の点検を定期的実施するなど安全性の確保に努めているところです。

次に、今後の公営住宅の維持管理についてです。

老朽化した団地は、このたび策定した長寿命化等計画に基づき集約や解体による管理戸数の低減を行ってまいります。また、今後継続して利用する団地については、これまでどおり外壁の塗装や防水改修など予防保全的な事業を計画的に実施するとともに、断熱改修やバリアフリー化など耐久性と居住性の向上を図りながら建物の長寿命化に努めてまいります。

最後に、公営住宅の有効活用と今後の計画についてです。

公営住宅は、住宅に困窮する低所得者等に低廉な家賃の住宅を提供することを目的に国の補助事業を活用して建設しています。このため、目的外使用として特別に認められる用途としては、災害時における一時使用や配偶者からの暴力被害者の避難入居など、公営住宅法により厳しく制限されているため、民間への賃貸住宅として利用することは認められておりませんので、御理解を願います。

公営住宅制度は、終戦直後の住宅不足の解消を初め、高度経済成長期においては都市部への急激な人口移動に対応するなど全国で整備が進められてきました。しかしながら、人口減少や少子高齢化の時代を迎えた今、中央都市部を除いては老朽化した空き住戸が増加するなど、公営住宅制度は量から質への向上へと大きな転換期を迎えています。

今後においては、このたび策定した公営住宅等長寿命化計画に基づく適正な戸数の維持管理に努めるとともに、コンパクトで利便性の高いまちを形成することを目的に、現在計画の策定を進めている立地適正化計画とも連動するなど、子育て世代から高齢者まで幅広い世代に対応するための公営住宅政策を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 村上生涯学習部長。

○生涯学習部長（村上正俊君）（登壇） 教職員住宅についてお答えいたします。

教職員住宅は、民間賃貸住宅の供給不足や道路網の整備状況により通勤圏が限られていたことや、転勤の多い教職員に対し、安定的、かつ良好な居住先を確保することを目的に整備されてきたものです。特に管理職住宅については、施設管理上、緊急時の迅速な対応や地域と学校の連携による良好な学校運営の観点から学校敷地内、または学校の近くに建設し、校長、教頭

用に供してきました。

しかし、近年は教職員個々の生活スタイルや価値観の多様化、民間賃貸住宅の供給数の増加や交通アクセス等、社会経済情勢が変化し、教職員を取り巻く住宅事情は大きく変化してきました。また、これら民間賃貸住宅に入居する職員については賃貸料に応じた住宅手当が支給されることから、ライフスタイルに合う住宅を求める傾向にあります。

そこで、現在の教職員住宅の状況ですが、保有94戸に対し55戸が利用されているところです。今後は少子化に伴う児童・生徒数の減少が見込まれる中、教職員の定数も減となることが想定されますので、学校規模に合わせた教職員住宅の保有が求められますが、現在の教職員数は202人であり、保有戸数と利用状況から、今後の人事異動に速やかに対応するために必要な戸数として管理しています。

しかしながら、教職員以外の方が入居を希望される場合、その地域に住むことで地域とのつながりが深まることも考えられるところであり、地域事情を考慮し、あいている教職員住宅を教職員以外の方に利用していただくためには、市の公有財産管理規則に基づき管理部署の変更が必要となります。あわせて適正な住宅料の算出、また集合住宅にあってはその管理方法などを定めることも必要になります。

現時点では、教職員住宅として管理しておくべく戸数を維持しつつ、希望される入居者がいる場合には、地域の住宅事情を勘案する中で個別の対応を図ってまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 16番 齊藤 昇議員。

○16番（齊藤 昇君）（登壇） 平成29年第3回定例会に当たり、一般質問を行います。

今議会の初日に、牧野市長の3期目に当たっての所信が表明されたところであり、その内容も踏まえて、大きく2点について質問したいと思います。

初めに、今後の市立病院の経営と体制について伺いたいと思いますけれども、さきの大西議員の質問で、地方公営企業法の全部適用については内容が重複したので取りやめし、市立病院を中心とした地域包括ケアシステムについて伺いたいと思います。

国は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供されることを目指して、地域包括ケアシステムを構築するとしています。今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも地域包括ケアシステムの構築が重要とされていると思います。

人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部がある一方、75歳以上の増加は緩やかだが人口は減少する町村部など、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じている状況にもあります。地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づいて地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要と考えます。

このような中で、本市における現在の地域包括ケア会議は、市立病院を中心に保健福祉行政

や施設関係職員とで構成されているとのことだが、施設関係団体のメンバーはどのような方々なのか。また、地域包括ケア会議はどの程度開催されているのか。加えて、在宅復帰に向けた地域包括ケア病床の継続や訪問介護室のステーション化も示されているが、それらの現状について伺いたいと思います。ケア病床のベッド数、稼動状況、訪問看護の対象者、実働状況などもお示しいただきたいと思います。

国の示す内容については、既に本市では確立されているとの解釈もあるようだが、士別市が目指す地域包括ケアシステムの完成の形としてはどのような体制を考えているのか伺い、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 斉藤議員の御質問にお答えいたします。

私から、士別市が目指す地域包括ケアシステムについてお答えし、地域包括ケア会議の開催状況、病院が設置する地域包括ケア病床、訪問看護の状況については、病院事務局長からお答えいたします。

我が国は、諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行しており、厚生労働省においては、2025年、平成37年度を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援、サービス提供体制である地域包括ケアシステムの構築を目指したところであります。

本市においては、地域包括ケアシステムとして高齢者のニーズに応じた医療サービス、介護サービス、予防サービス、見守り等の生活支援サービス、そして住まいの5つの構成要素を適切に組み合わせて提供し、地域社会全体として高齢者の生活を支える仕組みづくりを目指しています。

その具体的手法として、保健、医療、福祉等の専門機関や、住民組織、民間企業等多職種協働による地域包括ケア会議を開催し、そのネットワークにより地域包括ケアシステム構築の検討や、個別ケースの支援内容の検討を行っているところです。

住みなれた地域の中で暮らす中で、病気になってぐあいが悪くなったら入院治療し、自宅に戻れるようになったら自宅で療養することになるわけですが、療養を支援するためには訪問診療、訪問看護、訪問介護等のサービスが必要となる場合があります。また、医療サービスや介護サービスの提供があっても、在宅での生活が継続困難な場合は介護施設でのサービスが必要となる場合もあります。

こうした患者個々の情報を医療と介護の関係者間で共有することが必要ですが、入院のできる医療機関が数多くある都会と違い、本市は市立病院が地域の唯一の入院機関であることから、病院が核となり、これまでも介護施設や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所のケアマネジャーなどと密に連携しており、地域包括ケアシステムにおける医療と介護サービスの連携はある程度構築されているものと考えています。

他方、在宅生活の継続には医療や介護サービスだけでなく、介護予防や日常生活上の困りごとなどへの対応や見守り、支え合いなどの生活支援が必要になります。これらサービスについては、介護予防のための要支援段階での訪問介護、通所介護などに加え、いきいき健康センターや出張所地区で実施のサフォークジムやサフォーク元気クラブ、認知症カフェ、自治会などで独自で取り組まれているふまねっとサロン、自治会サロン、福祉パトロールなどが活発に行われるようになってきています。

また、住まいについては、サービスつき高齢者向け住宅や住宅型、あるいは介護つき有料老人ホーム、養護老人ホームや特別養護老人ホームのほか、自宅のバリアフリーに向けての改修工事への助成など、安心して生活できる住まいを選択できる環境も増えてきています。

このように、本市における地域包括ケアシステムは一步ずつ構築されつつありますが、このシステムを完成させるためには、医療と介護の更なる連携の強化はもとより、認知症対策を初めとする予防サービスの充実や、何より公的なサービスだけでは賅え切れない地域における生活支援の体制づくりが不可欠であることから、今後も地域包括ケア会議を中心に検討協議を行いながら、本市が目指す地域包括ケアシステムの構築に向け鋭意取り組んでまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 加藤市立病院事務局長。

○市立病院事務局長（加藤浩美君）（登壇） 私から、地域包括ケア会議の開催状況、病院が設置する地域包括ケア病床、訪問看護の状況についてお答えいたします。

まず、士別市地域包括ケア会議の開催状況についてですが、現在の会議は、市からは病院地域医療室を初め介護保険課、地域包括支援センター、保健福祉センターの担当者、市内の事業所からはケアマネジャーを配置している居宅介護支援事業者、訪問介護や訪問看護などの居宅サービス事業者、特別養護老人ホームや認知症グループホームなどの施設サービス事業者、更に調剤薬局等の関係者のほか、必要に応じて民生委員や住民組織等も加わっていただき開催しています。

開催頻度については、全体会議としては平成26年度、27年度で各4回、28年度、29年度で各2回開催し、各関係者間で情報共有のもと、地域包括ケアシステム構築における課題解決への検討に取り組んでいるほか、個別ケースの支援内容の検討などについては関連する関係者による随時開催となっており、26年度、27年度で各6回、28年度は7回、29年度は2回の開催となっています。

これ以外に市立病院では、療養病床の増床によって退院後もケアを必要とする患者が増えていることから、27年度に地域医療室に退院調整看護師を配置し、地域医療室の体制強化と地域包括支援センターや居宅介護支援事業所との連携体制の充実を図りました。また、昨年9月から、市立病院とケアマネジャーとの連携についての協議会を開催するなど、入退院時の連絡体制の確立、その際に使用する連携シートの作成などを行い、患者の入退院に伴うスムーズな支援に向け取り組みを進めています。

次に、地域包括ケア病床の状況についてであります。

以前は、亜急性期病床といわれた病床で、病院では25年度から導入しており、26年度の診療報酬改定で地域包括ケア病床となったもので、ポストアキュートと言われる急性期医療を終えた患者の受け入れ、サブアキュートといわれる在宅等からの急性増悪患者の受け入れ、更には在宅生活復帰支援、この3つの役割を担っています。現在、5階の一般病棟内に3室9床を設置し運用しており、28年度では延べ患者数が1,511人となっており、病床稼働率では46%となっています。在院日数が60日まで、在宅復帰を促進するため、リハビリテーションの実施が1日平均2単位以上といった基準のある病床ですが、一般病棟、療養病棟のいずれかに設置が可能ですので、今後は効率的な運用が図られるよう病床数などについても検討してまいります。

また、訪問看護の状況についてであります。地域包括ケアシステムを進める上で、在宅における訪問介護は重要な役割を担うものであります。現在、士別市内には介護保険法の届け出により、士別地域訪問看護ステーション、訪問看護ステーションのぼぼんの2つのステーションで訪問看護を実施しているほか、市立病院では当院の患者を対象に訪問看護を行い、現在約60人に対し、1人月平均4～5回の訪問看護を実施しています。

病院での看護のゴールは退院ではなく、患者が不安なく在宅療養できることであると言われております。そのためには病院からの訪問診療、訪問看護はもちろん、かかりつけ医との連携強化も重要となっております。そのため、30年1月から病院訪問看護のステーション化に伴い、当院以外の市内医療機関の指示により訪問看護を実施することが可能となりますので、今後更に需用の増加が見込まれる在宅医療の推進に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 齊藤議員。

○16番（齊藤 昇君）（登壇） 2つ目の質問は、地区担当保健師制度を導入した効果について伺いたいと思います。

牧野市長の2期目の政策の一つとして、健康長寿日本一に向けた取り組みが進められてきました。ハード事業としては、いきいき健康センターが建設され1年を迎える中で、1日平均100人の利用があるとのことであります。

一方、ソフト事業としては、健康長寿推進室の設置などのほか、地区担当保健師制度が平成27年度に導入されました。平成22年から進められている地域担当職員制度については、議会の場でも一般質問や行政報告を通じて活動が報告されておりますけれども、地区担当保健師制度の活動や事業効果についてはなかなか情報が伝わってこないもので、今回伺いたいと思うのであります。

平成27年5月の広報しべつによれば、地区担当保健師制度は、見る、つなぐ、動かすという3つの大きな役割を持って健康な地域づくりに取り組むと示されています。まずは、見る、つなぐ、動かすという3つの役割と、その具体的な活動はどのようなものなのかを伺いたいと思います。

また、当時は14名の保健師と3名の栄養士が、それぞれ担当地区に割り振られていたようでありませけれども、現在はどのような体制になっているのか伺いたしたいと思います。地区担当制導入前と比べて、保健師などの人数はどう変化したのか。

一方、ほかの自治体はどのような形態や体制をとっているのか。本市と同様に地区担当制をとっているところはどの程度あるのか。また、他の同規模の自治体と比べて、本市の保健師の数は多いのか少ないのか伺いたしたいと思います。その上で、結果的に機能性や効率性は以前よりも高まったと言えるのか。例えば、市民への情報伝達や訪問相談業務などは充実したのかどうか。

とりもなおさず、市民の健康長寿推進が一番の目的であるが、その点、地区担当制として2年以上経過した中で、導入前に比べてどのような変化があり、どのような効果が生まれているのか伺っておきたいと思ひます。

牧野市長の所信表明では、生活習慣病の増加に伴って、介護や医療を必要とする人が増加することが懸念されることから、健康寿命を延ばす取り組みがますます重要であると述べられており、そのためにも健康長寿推進条例も制定しているとのことでありませ。また、いきいき健康センターでは、リハビリテーションの職員を中心に新たな介護予防事業を進めることも示されています。こうした中で、地区担当保健師については、今後どのような方針で活動を展開していく考えなのか伺いたしたいと思います。

以前の議会の場でも、健康管理システムを活用し健診などのデータを一元的に管理し、市民の健康管理に大きな効果を生み出すことが示されていたが、一層活用していくことになるのか、現在の活用状況を含めて伺っておきたいと思ひます。あわせて、いきいき健康センターでの介護予防や健康長寿の取り組みへのかかわり、市立病院を中心とした地域包括ケアシステムへのかかわりなど、今後の保健行政の目標や展望についても、この際考え方を伺ってこの質問を終わりたいと思ひます。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

本市では、市民が生涯を通じて健康で安心して生活できる健康長寿日本一のまちづくりを目指し、平成27年度から保健師、栄養士による家庭訪問や健康相談、健康教室の開催といった保健予防活動を地区ごとに総合的に展開していく地区担当制を導入し、取り組みを進めているところだす。

そこで、地区担当保健師の見る、つなぐ、動かすの役割と具体的な活動についてですが、まず、見るとは、地域住民の生活と直接かかわる中で、その人本人や地域が抱える健康上の課題などを発見、把握することでありませ。本市では、特定健診の結果に基づく保健指導や新生児の成長ぐあいを把握する新生児訪問、各種検診結果の返却の機会を通じて御自宅に伺い、直接お話をすることで市民の個別事情に応じた対応を図っているほか、27年度からは全ての妊婦を対象に地区担当保健師が個別支援を行っており、昨年度は95人の妊婦に対して訪問や面談、電

話等を通じて身体的、精神的ケアを図ることで、安全で安心な出産ができる環境づくりに努めたところです。

次に、つなぐですが、見る活動で把握した健康課題などについて地域と協力するとともに、病院や関係機関、または自治会などと連携し、解決を図ることがその役割であります。具体的な事例といたしましては、国保特定健診の結果を保健推進員の学習会において紹介したところ、ある自治会で地域の課題として捉えたことにより、最終的に地域での健康学習の開催に至ったケースや、個別相談の中で子供の成長に関する相談があったため、子育て支援機関と連携をとったケース、また、糖尿病治療を中断していた方に対して再受診を促した結果、治療を再開したケースなどがございます。

そして、動かすとは、見る、つなぐ活動を積み重ねることで、地域住民の積極的な活動を引き出す役割であり、地区担当保健師による保健指導や受診勧奨などを通じて、地域の健康に関する関心度を高めることで、受診率の向上や地域が主体となった健康づくり学習会の開催などを広げていく活動であります。

受診率につきましては、これまでのところ大きな変化は見られませんが、自治会等からの依頼に基づき実施している健康教育につきましては、26年度が70件だったのに対し、27年度が88件、28年度が80件であり、地域における健康への関心度が高まりつつあるものと考えています。

動かす活動には、地域住民と保健師との間に信頼関係を築くことが重要でありますことから、長い時間を要しますが、長期的に住民の健康の保持増進、ひいては健康寿命の延伸を図る上で、地区担当保健師は大きな役割を担っていると考えます。

次に、地区担当保健師の体制についてであります。現在12名の保健師と3名の栄養士が各自治会の規模に応じて、1人当たり1つから7つの自治会、または地区を担当しています。導入時と比較しますと2名の減となっておりますが、この要因は28年度に子育て包括支援センター事業を開始したことにより、母子保健サービスを拡大したこと、また、みずからは担当地区を持たない管理職保健師を配置することで、随時各地区の状況を総合的に把握し、より効率的な地区担当保健師の運用を図っていることにあります。

また、他の自治体の状況についてですが、地区担当制を導入している自治体の総数についてはデータがなく把握は困難ですが、25年に保健師の保健活動に関する指針が改正され、その中で地区担当制の推進に努めることが明記されたことを受け、保健師の地区担当制を導入している自治体が増えているものと認識しています。

また、同規模の名寄市、富良野市につきましても、本市と同様に地区担当制をとっており、名寄市、富良野市とも10人の正職員保健師を配置しているとお聞きしておりますが、各自治体で行政面積や保健師が担う業務内容にも違いもあることから、業務量の比較は困難と判断しています。

次に、地区担当制の導入から2年が経過した中での機能性、効率性などの変化や効果についてですが、以前は業務担当制を引いていたことから、相談内容によって担当する保健師が変わ

ることがありましたが、地区担当制になったことで、基本的に1人の保健師が対応するようになったことが大きな変化と考えます。

一例を申し上げますと、ある世帯から、父親の血圧と子供の肥満という2つの相談がございました。以前であれば、成人担当保健師による父親に対する指導と母子担当保健師による食生活指導を行っていたところですが、1人の保健師が2つの課題を総合的に判断することにより、世帯の食生活を見直すことでいずれも解決に至ったという事例がございます。

これは2つの課題に対して、担当した保健師が因果関係を見つけることで共通する課題を発見した結果、効果的に解決に至った事例であり、地区担当制が機能的に働いた効果といえます。また、相談者にとっても、一度の相談で2つの案件の解決に至っており、効率的な処理が行われたものであります。

地区担当制の導入により、年間の保健指導件数は747件から1,304件に、また電話相談件数は431件から1,006件へと大幅に増加していることから、導入による効果は大きいと言えますことから、今後におきましても地区担当制の優位性を生かして機能的、かつ効率的な保健指導に努めてまいります。

次に、健康寿命を延すために保健師が担う役割についてですが、保健師は予防医療のプロフェッショナルとして健診等の結果に基づくがん、心疾患、糖尿病などの生活習慣病に対する適切な保健指導により、健康寿命を延伸するための大きな役割を果たすものと考えます。したがって、より多くの市民に各種の検診を受けていただくことが何よりも重要でありますことから、今後におきましても戸別訪問を初め、あらゆる機会を通じて受診勧奨を行い、受診率の向上を図るとともに、より適切な保健指導に努めてまいります。

また、今後における具体的な活動についてですが、近年、全国的に糖尿病患者が増え、合併症による透析患者が増えていることから、国による糖尿病腎症予防プログラムが作成されたところでもあります。士別市国保の特定健診においても、血糖に関する有所見者の割合が健診項目の中で最も高いことから、各地区ごとに糖尿病管理台帳を作成し、当該市民から生活習慣や治療状況等の聞き取りを行う中で、本人がみずから気づき行動できるよう支援する活動を進めていきます。

今後、更に分析と調査を進めることで、これまでは個の課題であったものを地域の課題として捉え、ひいては市全体の健康課題を見つけ出すことにつながり、より効果的に市民の健康寿命の延伸につながるものと考えています。

また、健康管理システムにつきましては、市民の疾病予防、健康づくりに向けた活動を見える化するものとして、平成20年度以降の国保特定健診の結果や22年度以降の各がん検診の結果を初め、妊産婦や新生児の情報など数万件に及ぶデータを登録し、経年データの比較を可能としているほか、これまでの保健指導の履歴についても記録することで、健診の数値やこれまでの指導内容に基づき、より効果的な保健指導ができるよう活用しています。

また、データの収集につきましては、各保険者へデータ提供の依頼を行っているほか、ポス

ターや広報紙、また健康マイレージ事業を通じて、市民に対し健康診断やがん検診の結果の提供をお願いしており、今後も企業への訪問などを通じて職員へのデータ提供をお願いするなど、より多くのデータ収集に努めてまいります。

次に、いきいき健康センターでの介護予防や健康長寿の取り組みへのかかわりについてですが、将来的に生活習慣病の罹患が心配される若年者に対してリハビリテーション専門職と連携をとり、若いうちから運動習慣を身につけてもらうよう指導を行っているほか、月に1回、健康相談を実施し、健康維持と介護予防に関する保健指導を行っています。

また現在、いきいき健康センターにおいて検討を進めている多くの市民が集うことのできる新たなサロン事業においても、保健師による健康指導や管理栄養士による栄養指導の場を設け、生活習慣病の発症予防に努めてまいります。

また、地域包括ケアシステムへのかかわりにつきましては、保健師は市民の命を守り、市民が生き生きと暮らすために健康を守る役割を担っています。今後におきましても、市民がいつまでも健康で長生きできるよう、糖尿病や高血圧など生活習慣病の重症化を予防し、介護が必要な状態につながる脳血管疾患や心疾患、人工透析などを防ぐことを最大の目標に、予防医療の視点から地域包括ケアシステムにもかかわってまいります。

以上申し上げまして、答弁といたします。 （降壇）

○副議長（谷口隆徳君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

---

（午前11時49分休憩）

（午後1時30分再開）

---

○副議長（谷口隆徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

7番 松ヶ平哲幸議員。

○7番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 通告の時点では、3項目にわたって通告をさせていただきましたが、危険看板については渡辺英次議員が、教育職員の勤務実態については国忠崇史議員が、昨日それぞれ質問されていますので、私のほうから、この2項目については割愛をさせていただきます、外国人住民に関する1点のみ質問させていただきたいと思っております。

2012年、平成24年、国は外国人登録法を廃止するとともに、外国人住民に係る住民基本台帳制度をスタートさせました。これは、観光目的など短期滞在者などを除く、3カ月を超えて在留し住所を有する外国人の方が住民基本台帳法の適用対象となりました。

そこで、本市の住民基本台帳に登録された外国人の人口と世帯数を見ると、25年9月末では48人22世帯、27年9月では56人25世帯、本年同月においては76人49世帯と4年間で人口が約1.6倍に、世帯数では倍以上の増加になっていますが、これは本市に限ったものではなく全国

的に同じ状況になっています。このことは、北海道労働局の外国人雇用状況からでもわかるように、外国人雇用の届け出の義務化以来、昨年は過去最高となるなど、外国人の雇用状況が急激に増えていることが要因といえることがいえます。

出口の見えない人手不足に対して、業界を問わず多くの中小企業が苦しんでいる現状であり、外国人の雇用により、人手不足を少しでも補っていることは容易に想像できるものですが、この外国人雇用の中には外国人技能実習生も含まれています。

この制度は1993年に整備をされましたが、制度の説明によれば、技能、技術、または知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う人づくりに協力することとあり、建設業や農林業など約10職種に限定されており、人手不足に悩む事業所にとっては、この制度により貴重な人材確保の手段となっていることは否定できませんし、外国人が不可欠な戦力となっているということがいえます。

しかし、安価な労働力としてや劣悪な環境下で労働を強いられているといった問題が指摘されているため、実習生の保護対策も強化され、外国人技能実習機構を創設し、実習生と受け入れ企業を仲介する管理団体の許可や、受け入れ企業がつくった実習計画の認定などを行うことになりました。更に、実習期間も最長3年を5年に延長することや、厚生労働省は介護業界での技能実習生受け入れ解禁をこの11月に行うことにしていますが、必要な講習などはその後が始まるため、実際に受け入れが開始されるのは、まだ先のこととなりますが、現時点よりも一層外国人実習生が増えることが予想されます。

そこで、現時点で、市における外国人住民に対する施策としてどのようなものがあるのでしょうか。100人にも満たない、しかも期間が定められている住民に対しての施策は難しいかもしれませんが、登録されて市民となった時点で、例えば、ごみの分別や災害時の避難場所などはどのように伝えているのか、改めてお伺いをいたします。

次に、この実習生は今後増えることが予測されることから、将来を見据えた施策も考えていかなければなりません。今回の質問に関して、庁舎内で何点か確認をさせていただきましたが、実際に実習生がどの地域に、どの職種に、どの事業所に何人働いているのかを、行政としては把握されていない状況でもあったことから、何らかの事故があったときの対応もできないでしょうし、そもそも行政としては、それらを把握する必要性はないのでしょうか。私は、少なからずとも実習先や人数程度は把握するべきだと思いますが、考えをお聞きいたします。

特に今後は、介護現場での外国人受け入れに関しては、施設側だけの努力では限界もあるでしょうし、この議会の場合でも、介護従事者の不足に関して何度もやりとりをしていることから、行政として積極的にかかわっていただきたいとも考えています。

更に、本市の自然環境や歴史的文化的な環境を生かし世界各国と交流することで、多文化共生社会の推進につながる機会にもなることから、市民とのかかわりの場の創出と、これらの方々に改めて市内の公共施設見学会の開催や観光施設の案内などを行うことによって、1日でも早くこの地になじんでいただくことが、快適な生活環境やストレスの発散にもつながってく

ることと考えられますので、行政のこれらにかかわる積極的なものを期待して質問とさせていただきます。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 松ヶ平議員の御質問にお答えいたします。

初めに、本市における外国人の居住状況についてです。

近年、建設業などへの外国人技能実習生の受け入れにより、本市で生活する外国人が増加しており、今後の介護職での受け入れ予定もある中で更なる増加が見込まれるところです。実習生制度に基づく雇用は、習得技能と帰国後の能力発揮により、日常の職業生活の向上や母国での貢献などへの期待とともに、一部業種における人材確保の側面もある中で、今後も有益な制度として運用されていくものと考えています。

そこで、まず本市の市民となる際の手続等についてです。

外国人が本市住民となる場合、市民課などの窓口において、在留管理制度に基づく手続や転入の届け出を行うこととなります。実習生の場合、手続には、実習実施機関の方や受け入れ農家の方が同行している場合が多く、この方も通じながら、関係する制度やごみの分別などの生活情報を伝えているところです。実習機関などでは対応のノウハウもあるほか、既に受け入れている外国人実習生から情報が伝えられる状況もあり、これまで大きな問題は発生していません。

次に、行政として、実習生や人数を把握しておく必要があるのではないかとのお話がありました。

本市に在住する外国人の動向について、これまで外国人登録や住民基本台帳上での把握にとどまっており、実習生の具体的な勤務先などの情報は把握していません。今後は、増加する外国人実習生への対応について、実習機関や受け入れ農家などのお話も伺う中で、その実態把握のあり方を検討してまいります。

更に、市民とのかかわりの場の創出は、市民の国際感覚の醸成や多文化共生社会を実践するためにも意義あるものと存じます。また、本市に住む外国人が、市民との交流を通じて本市を知り愛着を持っていただくことは、その後の人材確保などにもつながるものと考えるところであり、実習機関や受け入れ農家との協議のもと、先進事例も参考に、対応について調査研究してまいります。

このほか、公共施設見学会については、広く市民の皆さんに利用いただいているまちづくりふれあいトークが活用でき、観光案内については、観光ボランティアガイド会による援助を受けることなどによって実現できると考えるところであり、通訳等の対応が必要にはなりますが、現状においても対応が可能と考えているところです。

一方で、外国人実習生への対応については、第一義的には、実習機関や受け入れ農家などに担っていただく必要がある中で、これらの方々を中心に、行政はもとより商工団体や関係団体、市民などの連携のもと、地域全体で外国人を歓迎する機運づくりや、受け入れノウハウを蓄積

していくことが望ましいものと存じており、そうした連携についても今後検討を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 確認を含めて再質問をさせていただきたいと思います。

市長の答弁で、おおむね理解はさせていただくんですけども、今の時点で私も気になったのは、経済部行っても、企画行っても、全然どこに何人来ているかもわかりませんと、どういう仕事しているのかもわからないといった状況でしたので、特に農業実習生に限ってはJAさんに聞かないと、まずわからないというところだったので、ぜひ、その連携を早急に、その体制をつくる、把握をする組織がどこなのかも含めて、ぜひ明確にさせていただきたいということと、今度、介護部門のほうでも、うちの事業所で予定をされているようですので、ここに来ると2年目には、日本語の学力が向上しなきゃいけないということで日本語の勉強もしなきゃいけないと、そういったこととなると事業所だけで対応してもおのずと限界がありますので、ぜひ商工会議所さん、もちろん農業実習生もいますのでJAさんも含めて、市役所の市の行政のほうでも、ここが窓口といったものを明確にして、そういうネットワークもまずつくっていく必要があると思いますので、ぜひ、そこら辺のことについては、もう新年度から早急にそういう対応をするんだと意気込みも含めて、ちょっと行政の考えを一步踏み込んだ回答として求めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長（谷口隆徳君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 今、外国からの実習生等をしっかり把握しろということでありましてけれども、新年度というお話ございましたけれども、新年度を待たずに今からしっかり把握しながら、何かあったときに、いろんな対応を市としてもやっていけるようにしていくということで今検討しているところであります。

○副議長（谷口隆徳君） 14番 井上久嗣議員。

○14番（井上久嗣君）（登壇） 通告に従いまして一般質問を行います。

まず初めに、市長3期目マニフェストの「あたらしいまち」の各種施策について、何点かお尋ねをいたします。

最初に、ハザードマップの見直しに関して質問をいたします。

本市の洪水ハザードマップは、合併前の平成15年の旧士別市と旧朝日町がそれぞれ作成したものがありましたが、浸水想定や土砂災害警戒区域を盛り込むなどして平成24年4月につくり直されました。現在このハザードマップの見直しを進めているとお聞きしています。5年前につくり直されていますが、今回更に見直しを進める背景をお答えください。また、見直しされる部分はどのようなことなのか、そして、いつまでに見直し作業を進めるのでしょうか。

さて、このハザードマップは、本市の地域防災計画と大きく関係するものです。士別市地域防災計画は平成26年9月に策定されていますが、ハザードマップの見直しにより地域防災計画

も見直しが必要になることがあるのでしょうか。例えば、土砂災害危険箇所や指定緊急避難場所などの変更などの影響があるのかなども含め、それらの関係をお答えください。

また、既に市民に配布されている現ハザードマップにかわり、見直し後のハザードマップの配布と周知の徹底が必要ですが、それらへの対応をいつどのように行うのかお答えください。

次に、効率的行財政運営と機能的な組織機構の構築についてお尋ねいたします。

初めに、現在進めている士別市行財政運営戦略についてお聞きいたします。

今後進める行財政運営の要となる戦略の基本的な考え方をお答えください。また、具体的などのような計画を想定し、その計画期間や現在最終年度となる3年間の中期財政フレームで設定されている数値目標のように目標値設定が必要と私は考えますが、考え方をお答えください。

続いて、機能的な組織機構の構築についてお尋ねいたします。

市長所信の中で、機能的な組織機構の構築の推進を言われておりますが、本庁舎改築とあわせた庁舎機能の分散化に間に合うように組織機構の見直しや構築が必要と思いますので、その考え方をお聞かせください。

例えば一例としては、現在、企画、政策的なものが総務部、経済部などにまたがり、市民にもわかりづらく機動性に欠ける懸念もあり、担当部署の一本化を図れないかと思う部分も少なくありません。市長が常に言われるスピード感を持った行政運営においても、機能的な組織機構の構築は必要不可欠と思われますので、それらはいつまでをめでどのように進めるのか、現時点での考え方をお聞かせください。

最後に、その時々にお聞きしておりますが、効率的な行財政運営や分散型庁舎での業務の効率化を進める上で欠かせないのがICTの導入です。現時点で導入検討されていることがあれば、その内容と導入時期なども含めお答えをいただき、1問目の質問を終わります。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 井上議員の御質問にお答えいたします。

最初に私から、効率的な行財政運営と機能的な組織機構の構築について答弁申し上げ、ハザードマップの見直しと機能的な組織機構の構築のうちICTの導入については、総務部長から答弁申し上げます。

初めに、効率的な行財政運営についてです。

まず、行財政運営戦略の基本的な考え方についてです。

本市では、財政運営の指針として中期財政フレームを策定し、予算編成の枠組みとしての数値目標である公債依存度を新たに設定したところであり、実質的な財政指標である健全化判断比率の改善などの効果は見られています。しかし、公債依存度についてはわかりやすい数値目標である一方、事業費の増減に連動する形式的な指標である側面も持ち合わせており、目標達成は困難な状況となっています。

そこで、新たに策定する行財政運営戦略については、まちづくり総合計画を着実に推進するため、計画期間の8年間に合わせて、行財政改革大綱や、これまでの財政運営方針の趣旨を包

含した中で、財政マネジメントの強化と行政サービス改革を一体的に進めることを基本とする考えです。数値目標についてはこれまでの検証を踏まえ、企業の発生意義の考え方を取り入れ、実質的な資金、収支の健全性を債務償還バランスとして設定し、中長期的な財政運営の指標としてまいります。

具体的な内容については、今後の策定作業で明文化していくこととなりますが、基本的には公共施設の再編や歳出の効率化を初め、基金の債権一括運用や公営企業、第三セクターの経営改革、広域化や民間活力の導入などを進める考えであり、この戦略のもとに総合計画の実効性を担保し、持続可能な財政基盤の構築に努めてまいります。

次に、機能的な組織機構の構築についてです。

時代の変化に対応した組織機構のあり方については、行政ニーズの多様化と新たな市民サービスの提供など、業務量の増加や質の向上への対応が求められる一方で、今後の人口減少も想定した検討が必要です。

あわせて、本市においては、実施設計段階にある庁舎の改築に当たって、窓口機能の充実を図るとともに、総床面積の削減に伴う対応についても検討を進めなければなりません。現時点においては、具体的な内容をお示しできる段階にはありませんが、基本的な事項として、現在、策定作業を進めているまちづくり総合計画の着実な推進はもとより、経営的視点に立って企画立案や総合調整機能の強化を図る一方、関連性のある業務の集約化と所掌事務の再編のもとに役割分担の明確化を図り、外部からも役割分担がわかりやすい組織づくりを進めていく考えです。

今後の検討に当たっては、先ほど井上議員から御提言のあった内容や、この間の議会議論、更には本庁舎整備検討市民委員会での意見を踏まえるとともに、スタッフ制を含めた組織機構の見直しの検討も必要と考えており、各所管における業務内容や各部課間の関連性などの再点検と、職場議論や横断的協議のもとに取り組みを進めます。組織機構の最終形や完成形はないと言われており、その時々状況変化に対応していくことが機能性の発揮につながる手法の一つでもあります。

こうした考えのもと、本年4月には組織機構の見直しを一部先行実施する形で、林務関係部署を経済部から朝日総合支所に移管したところであり、今後も継続的に検討を進め、改編できるものから順次実行し、引き続き機能的な組織機構の構築に努めてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君）（登壇） 私から、ハザードマップの見直しと組織機構についてのICTの導入についてお答えいたします。

初めに、本市の洪水ハザードマップの見直しについてです。

今回、見直しを進めることに至った背景として、平成27年の水防法等の一部を改正する法律の施行によって、洪水浸水想定区域の取り扱いについては、想定し得る最大規模の降雨を前提

とした区域に拡大されたことが挙げられます。

この改正を受け北海道開発局では、洪水浸水想定区域の設定基準となる想定最大規模の降雨を、これまでの100年に一度の降雨量から1000年に一度の降雨量に見直し、昨年10月、天塩川上流についても公表しました。更に現在、北海道においても剣淵川の洪水浸水想定区域の見直し作業が進められており、年内には公表するという事になっています。また、昨年4月に国の水害ハザードマップ作成の手引が改訂され、早期の立ち退き避難が必要な区域を明示することや、災害に対する知識習得のためにも活用可能な住民目線のハザードマップとするよう努めることが示されたところです。

こうしたことから、新たなハザードマップでは、最新の洪水浸水想定区域データをもとに作成することになり、これによって前回よりも浸水想定区域が拡大し、指定避難所の見直しもあり得るほか、24年以降に土砂災害警戒区域に指定された箇所を掲載することになります。また、避難準備高齢者等避難開始など、避難に関する用語の解説や市民がとるべき行動などについて追加掲載するとともに、見やすくわかりやすいものになるよう検討を進めているところです。

次に、地域防災計画の関係性と配布、周知についてです。

ハザードマップで指定する避難所は、地域防災計画で指定されている56の避難施設の中から浸水想定区域外にある施設であることが基本要件となります。今回の見直しで、ハザードマップにおける指定避難所に変更が生じた場合は、地域防災計画においても変更する必要があります、井上議員のお話にもあった土砂災害危険箇所などについても、同様に地域防災計画との整合を図る必要があることから、双方の見直しを行わなければなりません。

改正後のハザードマップは、本年度内の完成を計画しているところであり、配布については来年度の早い時期を予定していますが、地域防災計画の見直しも連動することから、防災会議の開催など必要な手続との調整を図るとともに、広報やホームページはもとより、説明会の開催なども含めて周知に努めていく考えです。

次に、組織機構と業務の効率化にかかわって御質問のあったICTの導入についてです。

ICTの導入については、これまで進めてきた総合行政システムを初めとするシステムのクラウド化を引き続き推進するほか、新たに、他市町村との共同利用により更新を進め、管理運営経費と事務負担の軽減を図る手法の導入に向けて調査検討を進めています。また、現在使用しているグループウェアについてもメーカーのサポートが終了し、最新のOSには対応していないことから、来年度以降システムの更新を予定しているところです。

今後の更新に当たっては、新庁舎への移転と分散化を見据え、電子会議や職員間の簡易メッセージ機能などを備えたシステムを導入することでICTを有効活用し、効率的な行政運営を進めるとともに、あわせてコンパクトな庁舎に対応でき得る文書管理システムの導入などについても、引き続き調査研究を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 井上議員。

○14番（井上久嗣君）（登壇） 2問目の質問といたしまして、市長3期目マニフェストの「やさしいまち」の各種施策についてお尋ねをいたします。

初めに、いきいき健康センター事業に関する質問をいたします。

いきいき健康センターは、昨年10月1日にオープンをし、今年満1年を迎えました。この施設は、市民の健康づくりや交流活動を通じて健康長寿日本一を目指す拠点施設として、入浴施設ぷらっとに接続される形で隣接地に建設されたもので、オープン後、多くの市民に利用されているとお聞きしています。

大きく分けて3つの事業が実施され、1つ目としてのサロン事業は市民が主体となって行う市民参加事業、2つ目は市が実施するサフォークジム、サフォーク元気クラブ、いきいきデイサービスなどがあり、3つ目として老人クラブ連合会の交流事業となっています。

そこでお尋ねいたしますが、オープン後1年間の実績と、それらについてどのような評価をされているのでしょうか。また、総合福祉センターで行われていた同様事業の利用者数と比べての推移もあわせてお答えください。また、健康増進ポイント推進事業の利用等の状況もお知らせください。

さて、満1周年を迎えたいいきいき健康センターですが、利用される市民の声などから、今後の改善点や見直しなどを検討することなどがあるのでしょうか。また、本定例会初日の市長の所信に、リハビリテーション職員を中心とした新たな介護予防事業を展開するとありましたが、具体的に検討されているものがあればお知らせください。

次に、子育て支援に関する質問をいたします。

同じく所信に、多子世帯に対する経済的な負担軽減対策等の充実強化を図るとありました。初めに、本市が行っている現在の多子世帯に対する負担軽減策を改めてお答えいただき、今後検討される負担軽減策とはどのようなものなのか、現在お答えいただけるものがあればお知らせください。

続いて、小・中学生の医療費負担軽減策についてお尋ねをいたします。

本市は、牧野市長の子育て日本一を目指す主要施策の一つとして乳幼児等医療費給付事業があり、現在、小学生以下の医療費無料化助成と中学生の入院費無料化助成を行っており、いずれも所得制限をされていません。

初めにお聞きいたしますが、本給付事業の事業費とその財源内訳、延べ利用者数、児童・生徒の1人当たりの年間平均助成額などをお答えください。

次に、小学生の医療費無料化は、他の自治体でも広がりを見せているとお聞きしていますが、道内35市においての無料化の実施数と所得制限の有無に関してお教えてください。また、今後進める中学生の医療費無料化を実施している道内の市の数と、同じく所得制限の有無もお知らせください。

さて、本市で今後進める中学生の医療費無料化ですが、現行どおり所得制限を行わないものなのか、もしくは所得制限を検討されるのか、その考え方をお聞きするとともに、中学校医療

費無料化により増額する予算はどのくらいを見込まれているのかお答えください。

本市は、環境センター建設を終えるに続き、いよいよ本庁舎改築を目前に控えるなど大型事業が続く中、合併算定がえ加算特例ももうすぐ終了を迎えるなど、収入の大きな柱である交付税の減額が進むことなどによる財源不足や起債残高の増大が想定されます。今後このような財源不足が進んだ場合、小・中学生の医療費負担軽減策においても他の制度で実施されているように、負担が可能な世帯に関しては御負担をいただく所得制限の導入も必要になってくると思いますし、その時期は決して遠くはないと私は考えますが、お考えをお聞きしてこの質問を終わります。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

最初に私から、市長3期目のマニフェスト「やさしいまち」の各種施策のうち、いきいき健康センター事業の充実及び多子世帯に対する支援策の御質問にお答え申し上げ、小・中学生の医療費負担軽減策につきましては、市民部長から答弁申し上げます。

初めに、いきいき健康センターのオープン後、1年間の各種事業の実績と評価についてです。センター利用者の内訳といたしましては、市が行う介護予防事業であるサフォークジム、サフォーク元気クラブ、認知症予防教室などに約1万100人、また、社会福祉協議会へ委託しているいきいきデイサービス等老人クラブ交流会に約8,200人、市民が主体となって企画運営していただいているふまねっとサロンと囲碁サロンには約2,200人の利用がありました。特にふまねっとサロンについては、ふまねっとサポーターの養成講習を受講した市民が講師となって開催しており、生きがいつくりや仲間づくりにもつながっているものと感じております。

また、一般来館者につきましては約8,000人が来館され、乳幼児を連れた保護者や小学生の利用も多く、木の玉プール、絵本の読み聞かせ、サロンスペースでの語らいなど世代間交流も図られているほか、足湯や喫茶コーナーでの食事などを目的に来館される方もおり、市民の居場所としても利用されております。

総合福祉センターでの利用者数との比較、推移については、移転後の1年間の利用人数と、移転前の平成27年10月から28年9月までの1年間で比較いたしますと、いきいきデイサービスでは移転前2,896人のところ、移転後は3,243人と移転前より約12%増加し、老人クラブ交流会と老人クラブ教養講座では4,544人から4,975人と9%の増加となったことから、移転による増員効果があらわれております。また、館内の清掃業務、喫茶、売店コーナーは、市内の障害のある方に担っていただいております、やりがいを持って生き生きと活動しておられる様子を拝見していますと、障害のある方の就労の場としても大きな役割を果たしているものと感じております。

次に、健康増進ポイント事業の利用状況についてです。

この事業は、市の介護予防や健康増進事業に参加いただくとポイントが付与され、3ポイントたまるとセンターの入浴施設ぷらっとか朝日地域交流センター和が舎において1回の入浴が

無料となる事業であります。その利用状況は1年間で940の方がポイントカードを申請してさまざまな事業に参加され、中にはお一人で複数枚のカードを得た方もおられ、ポイント利用による入浴はふらっとが951回、和が舎が207回の合計1,158回となっております。

次に、2年目を迎えての改善、見直しを検討する点についてです。

センターの運営につきましては、毎月利用団体で構成する企画調整市民会議を開催し、利用に当たっての調整や検討を加えながら運営しており、現段階で大きく改善見直しする点はありませんが、市民が主体となって企画、運営するサロン事業について、更なる拡大に向けた働きかけを行っていく必要があると考えております。また、高齢者の運動の機会や子供の遊び場としての機能充実のため、館内におけるウォーキングコースの設定や子供向けの遊具の充実も図ってまいりたいと考えております。

次に、新たな介護予防事業の取り組みについてです。

現在、センターにおいて実施している介護予防事業は定員を設けて実施しているところですが、今後、新たな取り組みとして専門職がかかわる中で介護予防運動や健康学習のほか、歌やゲームなどを行う、どなたでも気軽に楽しく過ごしていただきながら、介護予防ができるサロン事業の実施を検討しているところです。

次に、多子世帯に対する支援策についてお答えします。

現在、市が実施している多子世帯に対する負担軽減策といたしましては、27年4月の子ども・子育て支援新制度により、国の年少扶養控除等のみなし適用の経過措置が廃止されたことや、新制度に移行した幼稚園は幼稚園就園奨励費の補助が廃止されたことにより、特に多子世帯の経済的負担の増加が生じたため、本市では年少扶養控除等のみなし適用を継続するとともに、大幅に増額となった幼稚園の保育料について低減化を図るなど、経済的負担の軽減につながる支援を行っております。

本市の出生状況については、北海道が取りまとめた道北地域保健情報年報によりますと、17年から26年までの10年間の平均で出生した子供の約8割が第1子か第2子となっており、また全国的にも晩婚化や少子化が進む中で、昨年8月に北海道が道内25市町村の20代から30代の男女約600人に実施したアンケートでは、半数近くの方が、経済的な理由により結婚や子供を持つことは難しいと回答していることから、出生率向上のためには多子世帯に対する支援、とりわけ第3子以降の出生につながるような新たな経済支援が必要であると判断しているところであります。

したがいまして、今後、子育てにかかわって生じる経済的負担についての調査をもとに、その財源も含め、有効な支援策の構築に向けた検討を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 佐々木市民部長。

○市民部長（佐々木幸美君）（登壇） 私から、小・中学生の医療費の負担軽減策についてお答えいたします。

初めに、乳幼児等医療給付事業の実績についてです。

本市では、平成22年8月から小学生以下の医療費無料化と中学生の入院医療費無料化を行ってきており、実績については26年度事業費5,387万9,000円、延べ利用者数2万3,122人、27年度は事業費5,216万6,000円、延べ利用者数2万1,876人、28年度は事業費4,853万6,000円、延べ利用者数2万1,113人となっており、この3年間における1人当たり年間助成額の平均は2万5,569円となります。

この事業に要する財源内訳として28年度実績で申し上げますと、事業費4,853万6,000円のうち2,017万円が北海道医療給付事業の補助対象経費となり、補助率2分の1の1,008万5,000円が交付されたほか、その他財源として保険者からの高額療養費の90万8,000円があり、市単独の経費としては3,754万3,000円となっています。

次に、道内各市の実施状況についてです。

乳幼児等医療費助成については、市町村が独自の施策として北海道医療給付事業に上乘せする形で無料化など対象範囲を拡大する自治体は年々増えています。まず、小学生の医療費無料化については、道内35市のうち医療費無料化を実施している市は6市で、所得制限を設けていないのは4市、更に中学生については無料化を実施している市は5市で、このうち所得制限を設けていないのは3市となっています。

次に、外来医療費の無料化による増額分ですが、市では対象となる中学生506人の外来医療費を把握できないことから、増額分を試算するに当たり、28年度士別市国保に加入の中学生81人の医療費実績から一部負担金160万円をもとに算出し、1,000万円程度と見込んでいます。

所得制限については、「やさしいまち」の実現に向けた子育て日本一のまちとするための取り組みとして、子供たちの健やかな成長と子育て世代の負担軽減を図ることを目的としているため、これまでと同様に所得制限を設けない考えで、中学生の外来医療費を無料化とする準備を進めているところです。

現段階では、中期財政フレームにより財政健全化の取り組みを行っており、安定的な財政運営に努めていることから財源不足が生じることは想定いたしておりませんが、仮に不足が懸念される場合には、市税、地方交付税の動向などを踏まえ事務事業の見直し、施策の優先順位を慎重に検討し、本事業における子育て世代への影響や次期総合計画との整合性、更には財政健全化のための方策などを総合的に勘案し判断をまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 井上議員。

○14番（井上久嗣君） 1点だけちょっと確認をさせていただきます。

先ほど多子世帯に対する支援策の拡充ということで、特に第3子への新たな経済支援策を検討していきたいということの御答弁がありました。来年度予算の積算が、もうそろそろ来月あたりから多分始まると思うんですけども、そうすると、仮に来年度から一部実施をしたいということになれば、早急に考え方を決めなきゃならない時期かとは思いますが、その辺の

強化策をいつごろに導入を今後検討されるのか、もし一定程度目標的なものが決まっているのであればお答えいただきたいと思います。

○副議長（谷口隆徳君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 現段階でのこの支援策の導入については、来年4月をめどにということとで今いろいろ計画を組んでおります。

ただ、ただいま答弁申し上げましたとおり、まずは第1子、第2子の出生率から見て、第3子を産んでいただけるような施策がどのようにあるかということ。それと、多子世帯全体の負担をどのように軽減するかということを経済的に考えなければならない今段階でありますので、具体的にどういう方策ということ、まだ申し上げる状況ではないんでありますけれども、時期ということであれば、4月をめどに考えていきたいということとであります。

○副議長（谷口隆徳君） 井上議員。

○14番（井上久嗣君）（登壇） 最後の質問といたしまして、市長3期目のマニフェスト「たくましいまち」の各種施策についてお尋ねをいたします。

初めに、地域産業振興のための人材の確保、育成に関する質問をいたします。

所信の中に、急速な技術革新や時代のニーズに対応し得る研究事業や、若年層の地元雇用とUターン等労働者の雇用に向けた支援事業など、地域産業の振興に向けた人材の確保、育成に努めるとありました。この支援事業や人材の確保、育成において、現在行われている支援事業を改めてお聞きし、今後、これらの支援事業の拡充や新たな支援策を創設される予定などがあればお答えください。

次に、移住者やUターン者等への支援事業についてお尋ねいたします。

本市への移住やUターン等を希望される場合、何よりも最初に確保しなければならないのが住宅です。現在、本市では移住者等に直接助成される特別な支援策はありません。単身者の場合は公営住宅入居への制限もあり、所得の高くない方ほどその住宅の確保に苦勞をされるのが実態かと思われまます。

さて、全国さまざまな自治体で移住者やUターン者等への支援策が講じられています。例えば、定住促進事業などの名称で転入者に対する一定期間の家賃助成が行われています。地方ばかりではなく、何と東京23区の中でも転入者への家賃助成を行う特別区が多くあるのが現状です。ぜひ本市でも検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

私は、所得制限や勤務先起用の住宅手当などの福利厚生の内容などの判断基準も考慮する必要があるかと思いますが、特に若年層の転入への配慮が必要かと思えます。また、転入に伴う住宅取得費の補助を行う自治体も多く見られます。これらはその制度の内容にもよりますが、中古住宅の売買活性化や空き家対策にもつながるものであり、本市のような市内企業によるリフォームへの助成事業などとあわせて市内経済の活性化が期待できますので、あわせて検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、介護従事者への支援事業として、介護従事者新規就労定着支援事業があります。

この事業は、本年度より在職者にも適用となるように拡大され、本支援策を活用する方が予定を超え、本定例会初日に補正がされたところです。

そこで改めてお尋ねをいたしますが、この支援事業の9月までの半年間での実績をお答えいただきたいと思います。初任者研修、実務者研修の各助成者数と貸付額、介護就職内定者と在職者との利用割合などをお答えください。

さて、所信では不足している介護従事者などを確保するために、現在実施している事業を検証し、新たな支援制度の構築を図ると述べられました。この新たな支援制度の構築とはどのようなことなのか、現時点での考え方をお聞かせください。

次に、住宅・店舗新築・改修助成事業についてお尋ねいたします。

現在までこの制度を活用された市民は非常に多く、市内建築業者を初め、その経済効果は多大であり、今度もこの事業を続けられることを大きく期待していた一人としてうれしく思うところです。

さて、住宅改修促進助成事業は、現在100万円以上の改修工事に対して20万円の助成となっています。しかしながら、対象工事額がもう少し低い工事でも対象にしてほしいという声が多くあります。対象工事額を下げれば助成額も減らさざるを得ないでしょうが、部分改修など、高齢者の方などにも使いやすいような制度変更を検討するべきと考えますがいかがでしょうか。

また、現在の住宅新築促進助成事業と住宅改修促進助成事業の両事業の利用において、個人や建物に対する助成活用にさまざまな制約があるとお聞きしています。例えば、住宅新築の助成を受けた人はリフォームの助成が受けられないなどです。これらの制約はどのようなものがあるのでしょうか。この制度も8年を超えようとしていますので、制約を一部見直し緩和するなどして、更なる利用促進と市内経済の活性化を図るべきと考えますが、考え方をお聞きしまして質問を終わります。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

最初に私から、地域産業振興のための人材の確保、育成について及び住宅・店舗新築・改修助成事業について答弁申し上げ、介護従事者等の確保については、保健福祉部長から答弁申し上げます。

北海道の経済情勢は持ち直し基調にあります。地域的な特性や業種、規模による差はまだまだ大きく、とりわけ中小企業にとっては本市を含め、いまだ景気回復を実感できない状況にあるものと認識しております。

一方雇用情勢は、人口減少や少子高齢化による求職者の減少、企業の求人増加により有効求人倍率が上昇傾向にあり、16カ月連続で1倍を上回る高い水準で推移していることから、労働力人口の減少が推定されます。このような状況の中、市内企業では人材不足が深刻な問題であると推察されます。若年層などの新たな担い手や後継者が不在のまま、優秀な人材を定年退職等により失うことは企業の存続が危ぶまれ、更には地域産業の衰退につながることから、人材

の確保、育成は最重要課題であると考えております。

そこで本市の取り組みですが、特に新規学卒者の地元企業への定着を目的に、名寄公共職業安定所、上川総合振興局、上川教育局との4者合同での早期求人要請を継続的に実施しており、更には企業見学会や説明会など、あらゆる機会を通して地元企業を知る機会を設けるなど、若年者の地元雇用に向けた取り組みを実施しているところであります。

また、企業に対する支援としては、士別市中小企業振興条例に基づき人材確保においては、人材確保促進事業によりU・Iターン就職者を雇用した場合、その際の面接や移転などに要した費用の助成や、雇用奨励促進事業では、常用労働者を新たに雇用したことによって雇用人数が拡大した場合、増加した労働者1名につき30万円の助成を行っております。

人材育成の面では、国などが行う研修や中小企業大学校に派遣し教育訓練を行った場合、人材育成研修事業により派遣費用や受講料に対して助成を行っており、これらの助成制度は全て事業所向けの制度となっております。助成制度の周知については、事業所を対象とした支援制度の説明会を行い、各種制度の周知と活用について情報提供に努めてきたところです。

今後、現行制度の改善や新たな制度の新設については関係機関との協議の上、まずは既存事業制度の内容を検証することで対応してまいりたいと考えております。

また、定住に向けた家賃助成制度などの創設については、転入してこられた方と既に転入している方との公平性の問題や、転入者であっても家賃のかかる人と農業後継者を初めとしてUターンなど実家で生活する人や単なる転勤者もいるなど、その区分の課題もあると思いますので、近隣や先行する自治体の状況を調査、研究してまいります。

今後も引き続き、本市の中小企業振興条例に基づく支援事業により、雇用人数の拡大やUターン等就職者の雇用に対し、企業支援を講ずることで1人でも多くの人材を確保し、生活の安定が図られるよう、関係機関が一体となって地域産業の振興を推進してまいります。

次に、住宅・店舗新築・改修助成事業についてであります。

この制度は、開始以来、広く市民に利用されており、住生活環境の向上はもとより地域経済の波及効果も大きく、今後も助成制度を継続してまいります。井上議員お話のとおり、住宅改修促進助成事業につきましては、改修費用は100万円以上の工事に対して20万円の助成となっており、車庫や塀などを除く住居部分のみが助成対象となっております。

そこで、高齢者等にも使いやすいような制度変更を検討するべきではという御提言ではありますが、高齢者が活用できる制度としては介護保険制度の活用による住宅改修工事があり、介護認定を受けている方が対象で、バリアフリー等の工事を実施した場合に助成が受けられますが、これらの事業との整合性も図りながら、現制度の内容について検証していく必要があると考えております。

次に、住宅新築促進助成事業と住宅改修促進助成事業の利用において、個人や建物に対する助成活用の制約についてですが、両事業とも助成対象となる条件が、本市に居住していること、市税を完納していること、工事を地元建設業者に発注すること、過去に朝日町持家住宅の補助

金交付を受けていないこと、この両事業の補助金交付を過去に受けていないこと、これらの全ての要件を満たしている方が助成対象となっております。

本市においては、商工業の振興に関する総合的な対策を樹立し、その円滑な推進を図るため、市長の附属機関として士別市商工業振興審議会があり、商工業の振興に関する重要事項を審議、調査する機関として設置しているところです。

そこで、制約を一部緩和して利用促進を図るべきではという御提言ではありますが、今後、時代のニーズに合った対策が不可欠でありますので、過去の利用実績等を把握した上で、既存制度の検証を行い、関係機関との協議を進め、より充実した支援制度となるよう努めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君）（登壇） 私から、介護従事者等確保への新たな支援制度についてお答えいたします。

初めに、介護従事者新規就労定着支援事業の実績についてです。

この事業は、介護職員等の養成施設が行う、介護福祉士実務者研修及び介護職員初任者研修受講者に対し、実務者研修については13万5,000円、初任者研修については9万円を上限に受講費用の9割を貸し付けし、3年間市内の介護事業所に就労することにより償還を免除する事業であります。

介護福祉士実務者研修は、就労しながら受講可能な通信学習と実技等を伴う面接授業で構成され、面接授業については、例年札幌市や旭川市等で開催されていたものを、本年度はいきいき健康センターや市民文化センターを会場に開催していただいたということもあり、定員20名に対し24名の方が受講され、全ての方が市内介護事業所に就労しながら受講されています。

9月末現在の貸し付けの実績につきましては、今年度既に他の場所での研修を受講終了した方1名に対して6万9,000円を貸し付けしており、今後は本市での研修を受講されている24名の方に合計で311万4,000円の貸し付けを予定しています。

介護職員初任者研修についても実務者研修と同様に通信学習と面接授業で構成され、面接授業についてはいきいき健康センターで開催しています。受講者数は定員10名に対し9名の方が受講され、全ての方が市内の介護事業所に就労しながらの受講となっています。この研修についての9月末現在の貸し付けはありませんが、今後は9名の方に合計で81万円の貸し付けを予定しています。

次に、新たな支援制度についてであります。

市は、これまで事業所との意見交換や情報交換を進める中で、介護従事者新規就労定着支援事業や介護職場体験事業を通じた介護従事者の定着支援や介護職場の普及啓発等に取り組み、本年4月の求人状況では12施設で32名の募集に対し、本年9月6日現在では13施設で24名の募

集となっております、若干の改善は見られますが、人員不足の解消には至っていない状況が続いておりますことから、今後更なる人材確保策が必要と考えているところです。

したがいまして、外国人技能実習生の受け入れに対する支援や、事業所が実施している研修会への支援などのほか、市内の介護事業所への就労を希望する学生に対する支援など、今月実施した介護事業所への介護従事者確保等に関するアンケート調査で寄せられた御意見を踏まえつつ、既存事業の検証も含めた事業所との協議を十分行いながら、より効果的な新たな介護従事者確保に向けた支援策の検討を進めてまいります。

以上申し上げまして、私からの答弁といたします。（降壇）

○副議長（谷口隆徳君） 井上議員。

○14番（井上久嗣君） 1点、再質問させていただきます。

先ほど住宅店舗の関係の改修の助成事業なんですが、住宅新築促進事業と住宅改築促進事業を今後検証しながら、より充実できるような形に見直しを検討進めたいというお話、御答弁をいただきましたが、先ほどの質問と同じようになりますが、新年度から拡充するような形に向けて進められるのか。1年おけると予算欠けするので、更に1年おくれちゃうということになっちゃいますので、ぜひ来年度の予算にも反映できるように、新年度からより充実した制度になるような形の検討を進めていただきたいと思いますと思いますが、その辺の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

○副議長（谷口隆徳君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君） 再質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁の中でも申し上げましたとおり、今までの活用の状況なんかもありますので、その辺を考慮しながら内容を精査した上で進めてまいりたいというふうに考えておりますけれども、新年度に向けてできる限りできるように進めてまいりたいと。

また、先ほども答弁の中にもありましたように、商工業振興審議会のほうもありますので、そういったところの御意見等々、それから商工会議所なんかの御意見も含めながら判断をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（谷口隆徳君） これにて一般質問を終結いたします。

---

○副議長（谷口隆徳君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、明26日は休会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（谷口隆徳君） 御異議なしと認めます。

よって、明26日は休会と決定いたしました。

なお、27日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。  
御苦労さまでした。

(午後 2時40分散会)